

機関番号：23903
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20520393
 研究課題名（和文） ヨーロッパにおける言語の「領域性」についての歴史的・政策的研究
 研究課題名（英文） Historical and Political Studies of "Linguistic Territoriality" in Europe
 研究代表者
 佐野 直子 (SANO NAOKO)
 名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授
 研究者番号：30326160

研究成果の概要（和文）：

ヨーロッパ各国の言語政策において「言語の領域性原則」が反映されるレベルは多様である。それは、以下の点に応じて変化する。すなわち、(1)人の移動の多寡(2)隣接している言語間の距離（ロマンス語同士の場合、隔絶言語の場合、など）(3)言語政策を担う政治主体（国、自治州、市町村、文化団体）の権限の差や、当該国家の分権化のレベル(5)都市部、農村部の差(4)国ごと、言語ごとの「言語観」の差(6)当該言語の商業的価値（「売れる」言語と「売れない」言語の差）、などである

研究成果の概要（英文）：

Looking at linguistic policies of European countries, we see that each country applies the principle of "Linguistic Territoriality" in different levels. Such differences depends on the following conditions: (1)transterritorial population movement; (2)linguistic distance between neighboring languages; (3)the size of the authority that puts language policies into practice (state, autonomous region, municipality, cultural associations, etc.) and levels of decentralization of the States concerned; (4)levels of urbanization; (5)linguistic ideologies which vary according to the languages and countries; and (6)the commercial values, or popularity, of the languages concerned.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：言語学

科研費の分科・細目：言語学

キーワード：(1) ヨーロッパ (2) 多言語社会 (3) 領域性 (4) 少数言語 (5) 言語政策

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年の、単一言語主義的な国民国家理念を超えた「多言語社会」認識の深まりとそれを対象とした研究の発展

(2) 90年代以降具体化してきたヨーロッパにおける多言語主義政策が、「言語権の保障」「諸言語の固有性と平等」といった平等主義

的な理念に基づくにもかかわらず、実践としては、各国の公用語・国語とそれ以外の「少数言語」の区分を設け、さらに「少数言語」内にも「領域的言語／非領域的言語」という区分を設け、各区分に該当する言語話者に対して不均等な権利を配分するという、階層化された言語政策を行うという特徴をもっていること

2. 研究の目的

(1) ヨーロッパにおいて発生し、その後広く（しかし不均等に）行き渡った、言語の「領域性認識」（自然言語には、本来的に話されている地理的領域と歴史がある）について、その歴史的推移を明らかにすること

(2) 「領域性認識」が現代ヨーロッパ（特にフランス・スペイン・ドイツ・ベルギー）の言語政策に与えている影響と問題点を明らかにすること

3. 研究の方法

(1) 研究代表者、分担者のそれぞれのフィールド（フランス、ドイツ、スペイン、ベルギー）における文献調査と現地調査

(2) 数回の打ち合わせによる比較、概念のすりあわせ

4. 研究成果

(1) 2008年度は、研究代表者と研究分担者2名は、国内で3回の会合（7月5日、10月25日、3月31日）を開き、それぞれの地域の言語の領域性の歴史的経緯や、現在起きているさまざまな問題認識の共通点や相違点について確認した。また、予備調査や文献収集を各自行った（木村：ドイツベルリン・エアランゲン、ポーランドシロンスク地方、塚原：スペインバルセロナ、佐野：スペインアラン谷、フランスペアルン地方・バスク地方）。

以上の会合や調査によって明らかになったのは、言語の領域性の認識それ自体はヨーロッパで19世紀以降急速に波及したが、その言語地図の作成時期や方法、さらに作成された地図の意味や利用方法がそれぞれに異なるという点である。「言語境界線」を年を追うごとに変化するものとしてとらえる場合、一度境界線を可視化したらそれ以上は動かさない場合、さらに混交が進んでいる言語地域では、「かつてこうであったはず」の地図を再構成しようとする場合も見受けられた。同じ調査を元にしても違う言語境界線を描くことも可能である点も指摘された。さらに、言語が混成する都市部などをどのように

みなすかといった問題も、都市化や人口の流動化が進む現在、大きくなることが考えられる。

また、少数言語に対して具体的な「言語政策」を行うにあたって、言語の「領域性」は正当性を付与する重要な根拠となるが、領域的な言語政策を担う主体がどのようなもの（大小の自治体、公的独立法人、文化団体など）で、その言語をどのように位置づけるか（文化遺産・資源として、権利として、民族の根拠として、など）によって、政策の手法や話者の言語意識も大きく変わりうるということが確認された。たとえば、それぞれの州政府が独自の言語政策を担う場合は、より効果的な言語政策が可能になるが、話者の言語意識が州境・国境によって分断されうる。一方、文化団体によって言語政策が行われる場合、話者は「脱領域化」した言語意識をもちうる、などである。

(2) 2009年度は、各自の調査を中心にすすめた。佐野はイタリアのフランコ・プロヴァンサル語とオクシタン語の境界地域にて、フランコ・プロヴァンサル語団体や村の文化政策担当者へのインタビューを行った。また、フランスのバスク語とオクシタン語の境界地域であるバイヨンヌ市にて、市の文化政策担当者、Institut Basqueへのインタビューを行い、バイヨンヌ市アーカイブにて資料収集を行った。さらに、ベジエ、カルカソンヌにて、言語領域と「地域圏」政策の関連についての資料収集を行った。

木村はゲルマン・スラヴ言語境界にあたるドイツ・ポーランド国境地域の言語学習・使用について調査を行った。言語学習については、教育メッセに参加し、言語教育に関する資料を収集したほか、隣接言語教育を行う幼稚園、学校、成人向けの言語講座を訪問した。また言語使用については、言語景観の調査のほか、国境両側の教育担当者および相互交流関係者にインタビューを行った。

塚原は、アラゴン自治州におけるカタルーニャ語使用について、バルセロナにおいて、バルセロナ大学カタルーニャ文学科教員 Mar Cruz Piñol氏と意見交換を行い、文献収集を行った。文献収集についてはマドリードにおいても実施した。ビエーリャ・レリダ・バルデロブレス・モンソン・ハカ・ペナスケにおいては、カタルーニャ語およびその他地域言語の公共空間における使用実態に関する調査を行い、その学習環境についても情報収集を行った。

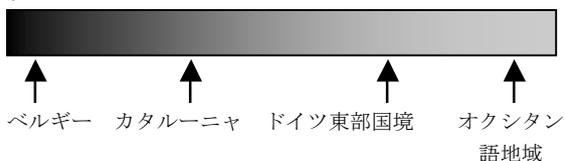
これらの成果について相互に報告するために国内で一度会合を開いた（11月21日）。

その際、非常に安定した「言語領域」の認識を持つ地域（フランコ・プロヴァンサル語とオクシタン語の境界、ソルブ、カタルーニャ自治州）がある一方で、「人々の移動」が言語領域の認識や政策に大きく反映された地域（バイヨンヌ、シロンスク、アラゴン州ポネン地方）もあることが確認された。また、そもそも言語地図をどのように描くべきかという問題（空間を「塗り込める」のか、「境界線」を設定するのか、または「点」「立体」としてとらえるのか、「都市」内部に言語境界線をひくことは可能か、など）、についても議論を行った。特にドイツ語圏において言語の「領域性」を議論する際によく認識される「言語島(Sprachinsel)」という概念は、フランス語圏、スペイン語圏においてはほとんど使用されることがないなど、「領域性」認識そのものにも地域によって差があることも確認された。

(3) 2010年度は、研究成果の総括のため議論と、その成果の発表にあてた。また、その研究成果発表のための追加調査を行った。

2010年度から新たに分担者に加わった石部も含めた4名で、5月22日に慶應大学湘南校舎にて第一回会合を開催し、「言語の領域性」認識の各国における言語政策への反映とその比較検討を行った。ベルギーという事例が加わることによって、ヨーロッパ各国のグラデーションがより鮮明になった（図参照）。すなわち、言語の「領域性」が国家原理そのものに組み込まれているもっとも極端な事例であるベルギー、言語政策は自治州の管轄となり、自治州で行う言語政策の正当性をその言語の「領域性」によって担保しているスペインのカタルーニャ自治州、「ソルブ居住地域」に含まれる自治体を州法（ブランデンブルグ州、ザクセン州）で規定しているが、その規定の方法が州によってことなり、「ソルブ地域」としての一体性を持つことも忌避される傾向にあるドイツ東部国境地域、少数言語としてのオクシタン語やバスク語は行政自治体の区画には全く対応せず、個々の市町村が文化団体と連携して言語政策を行うフランスのオクシタン語地域である。

図：言語の領域性の政治的位置づけのグラデーション



ベルギーとカタルーニャは、併存する二言

語（ベルギーではフランス語／オランダ語、カタルーニャではカステイリャ語／カタルーニャ語）の存在が「問題化」された際に、領域別単一言語主義と領域内の二言語化の徹底という異なる解決策を選択した点で異なるが、言語の「領域性」原理が行政的、政治的区画の基盤になってしまっているがゆえに、現在の流動的な多言語化や領域性のゆらぎに対する対処においてもその原則を簡単に変更できないでいる点は共通している。

一方、ドイツソルブ語地域やフランスのオクシタン語、バスク語地域は、その「言語島」としての認識、または言語の「境界線」は強く意識されている一方で、そこに居住する人々が全員当該言語話者ではなく、その言語の「領域性」は、それ自体が議論され、操作される対象となっている点が共通している。また、その「言語政策」を担う主体は市町村や、むしろ文化団体が中心となっているため、言語認識も「脱領域化」している。さらに、フランスにおいては、「少数言語」の存在が脱政治化する一方で、その地域のシンボルとして商業的価値があるものは積極的に保護するような方向も現れている。

一方、本研究において問題になったのが、「言語の領域性」とナショナリズムとの密接な関係を、それぞれのフィールドの言語で語る際の概念の齟齬であった。「言語が領域を持つ」ことが要求されるようになり、言語地図が描かれ、それが言語政策に影響を与えるようになるのは、「言語ナショナリズム」が発展した19世紀後半以降であるが、「Nation」と言語の結びつき、「Nation」概念そのものが各言語で異なっており、それが「比較」の際の問題を複雑にしている。たとえば、ドイツにおいては「Nation」は文化的な概念で、領域的でなく、「文化的民族 Kulturnation」と「政治的民族 Staatsnation」の区別は非常に重要であるとされる。一方でフランス語圏における「Nation」は政治的な概念でしかありえず、そもそも「少数民族 Minorité nationale」ですらほとんど使用されることがないため、少数言語が nation としてとらえられることはありえない。スペインにおいては、それぞれの州の自治レベルにおいて、「Nacion」と「nacionalidad」が区別されて適用されている一方（ドイツ語圏、スラブ語圏にもこの区別はあるが、フランス語においてはこの二語は対比的な概念として使用されることはない）で、カタルーニャ自治州のカタルーニャ言語法の中では、カタルーニャ人が「nacion」であると明記された。フランス語圏とオランダ語圏が対立するベルギーでは、その連邦化の過程でこの概念のずれが問題になることもある。「Nation」が政治的単位として排他的な領土を求めたヨーロッパ近代において、そこにどのように「言語」が関係す

るかは国や時代によって異なり、そのことは現在の多言語主義的な言語政策をとる際にも大きな影響を与えていると思われる。

以上の議論から、近代以降のヨーロッパで言語の存在を政治化、政策化する際にたびたび言及される「領域性原則」と「個人性原則」の対立といった軸は現在では意味をもたず、「言語の領域性原則」が言語政策に反映される際に考慮すべき多数の基準があることが確認された。すなわち、(1)人の移動の多寡(2)隣接している言語間の距離(ロマンス語同士の場合、隔絶言語の場合、など)(3)言語政策を担う政治主体(国、自治州、市町村、文化団体)の権限の差や、当該国家の分権化のレベル(5)都市部、農村部の差(4)国ごと、言語ごとの「言語観」の差(6)当該言語の商業的価値(「売れる」言語と「売れない」言語の差)、などである

2010年12月には多言語社会研究会第六回大会において、本基盤研究の研究成果を発表し、2011年2-3月の追加調査を経て、2011年3月に名古屋市立大学にて第三回会合を開いた。そこでは、12月に発表出来なかった木村が研究成果を発表し、「言語の領域性」が政治化する過程とわかちがたく結びついている「民族」概念の各言語でのずれについて議論し、今後の課題を確認した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①木村護郎クリストフ「ヨーロッパにおける言語の政治性を考える-歴史学と社会言語学の架橋に向けて-」『歴史学研究』査読あり、第874号、2010、pp. 12-23
- ②佐野直子「2つの「地域」の間で- フランスにおける「地域」概念と「地域言語文化」小森宏美(編)『リージョナリズムの歴史制度論比較』CIAS Discussion Papers、査読なし、No. 17、2010、pp. 31-43
- ③石部尚登「領域性の原理と単一言語主義：ベルギーの言語政策のナショナリズム的側面について」、『ことばと社会』、査読あり、12号、2010、pp. 154-177

[学会発表] (計5件)

- ① KIMURA GORO CHRISTOPH, "Sprache als Ressource. Möglichkeiten interlingualer Kommunikation in Grenzregionen" [資源としての言語-国境地域における異言語間コミュニケーションの可能性] ザクセン文化基盤研究所/ツィッタウ・ゲルリッツ大学公

開講演会 2011年3月17日、ゲルリッツ市、ザクセン文化基盤研究所

②佐野直子「ヨーロッパにおける言語の『領域性』- オクシタン語/バスク語境界地域のバイヨヌの事例から」多言語社会研究会第6回大会、2010年12月5日、京都大学稲盛財団記念館(京都)

③塚原信行「ヨーロッパにおける言語の「領域」-スペイン・カタルーニャ自治州の言語政策における「領域性」概念の展開」多言語社会研究会第6回大会、2010年12月5日、京都大学稲盛財団記念館(京都)

④石部尚登「ヨーロッパにおける「言語の領域性」：ベルギーの政策的言語境界線の生成と固定について」多言語社会研究会第6回大会、2010年12月5日、京都大学稲盛財団記念館(京都)

⑤石部尚登「言語政策における「領域性の原理」の優位性について」日本言語政策学会第12回大会、2010年6月20日、関西大学(大阪)

[図書] (計1件)

①石部尚登『ベルギーの言語政策：方言と公用語』、2011、大阪大学出版会、431頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐野 直子 (SANO NAOKO)

名古屋市立大学・大学院人間文化研究科・准教授

研究者番号：30326160

(2) 研究分担者

木村 護郎クリストフ

(KIMURA GORO CHRISTOPH)

上智大学・外国語学部・准教授

研究者番号：90348839

塚原 信行(TUKAHARA NOBUYUKI)

京都大学・高等教育研究開発推進機構・准教授

研究者番号：20405153

石部 尚登 (ISHIBE NAOTO)

東京外国語大学・世界言語社会教育センター・研究員

研究者番号：70579127

(H22 から)